

令和6年度 公文書開示（11月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定） 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R6. 9. 5	R6. 11. 1	「令和6年度中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J YEAR 3）実施要項」策定 原議	39	1															教育庁グローバ ル人材育成部国 際教育企画課
2	R6. 9. 5	R6. 11. 1	保護者・生徒用申し込みマニュアル送付事務連絡	40		1									1				【専用ポータルサイトの二次元コード及びURL】 公にすることにより、受験対象者以外からのアクセスが増えるなど、事務事業 の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため （東京都情報公開条例第7条第6号）	教育庁グローバ ル人材育成部国 際教育企画課
3	R2. 3. 5	R6. 11. 1	・文部科学省初等中等教育局財務課からのメール文 ・CEART第13回会合報告書（英語版） ・ILO総会におけるCAS（基準適用委員会）（令和元年6月） での日本政府発言要旨（日本語版）	50		1									1				東京都情報公開条例第7条第6号に該当 文部科学省からのメール文のうち、「メールアドレス」及び「内線番号」につ いては、公にすることにより、業務と関連のない電話、メールや回答が送信さ れる等、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	教育庁人事部勤 労課
4	R2. 3. 5	R6. 11. 1	・CEART第13回会合報告書（英語版） ・ILO総会におけるCAS（基準適用委員会）（令和元年6月）での日本政府発言 要旨（日本語版）	49	1															教育庁指導部管 理課
5	R2. 3. 5	R6. 11. 5	2014年9月～2020年2月の間に、文科省初等中等局財務課（2018年9月以前は 初等中等局初等中等教育企画課）から、都教委人事部職員課・勤労課、指導部 企画課、総務部教育政策課宛てに送られてきた国際人権に関わる文書及びメー ルのすべて。 同じく、都教委人事部職員課・勤労課、指導部企画課、総務部教育政策課か ら文科省初等中等局財務課（2018年9月以前は初等中等局初等中等教育企画 課）宛てに送られた国際人権に関わる文書及びメールすべて。					1											当該請求の対象となる公文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁総務部教 育政策課
6	R6. 9. 6	R6. 11. 5	令和5年度クォーターミーティング次第	3	1															教育庁グローバ ル人材育成部国 際教育企画課
7	R6. 9. 6	R6. 11. 5	・令和6年度年次総会議事録 ・令和5年度クォーターミーティング議事録	4		1					1				1				・事業者及び協会の社員名は、特定の個人を識別することができるもの （他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとな るものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすること により、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため（東京都情報公 開条例第7条第2号） ・事業者の協会会社名は、試験の運営に係る情報であり、試験の制度設計に関 する情報であるため、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難と なり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公 開条例第7条第6号） ・事業者の社員名は、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照 合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含 む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、な お個人の権利利益を害するおそれがあるもののため	教育庁グローバ ル人材育成部国 際教育企画課

令和6年度 公文書開示（11月決定分）

[illegible]

令和6年度 公文書開示（11月決定分）

[illegible]

令和6年度 公文書開示（11月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定） 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
17	R6. 9. 25	R6. 11. 21	都立●●高校において現存する生徒会選挙の各候補あたりの票数がわかる文書	2		1					1								東京都情報公開条例第7条第2号に該当 生徒の氏名、学年、クラス、投票数、得票率及び当選／信任の結果は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。	都立●●高等学校
18	R6. 9. 25	R6. 11. 21	都立●●高校において作成された生徒会選挙に係る文書のうち、不信任票が規定の票数を上回った生徒に関する一切の記録						1										請求のあった文書があるかないかを明らかにすることで、不開示情報を開示してしまうこととなるため	都立●●高等学校
19	R6. 9. 25	R6. 11. 21	事故報告書				1				1				1				東京都情報公開条例第7条第2号及び第6号に該当 事故報告書の事故者、被害者又は関係者等の情報は、公にすることで、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当）。 また、事故発生時の対応等が明らかになることで、学校運営の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）。	都立田園調布高等学校
20	R6. 9. 26	R6. 11. 21	校内遺失物に関する経緯	1		1					1								東京都情報公開条例第7条第2号に該当 生徒の氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであり、東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。	都立田園調布高等学校
21	R6. 9. 26	R6. 11. 21	東京都立田園調布高等学校 対応記録				1				1				1				東京都情報公開条例第7条第2号及び第6号に該当 公にすることで個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）を含むため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当）。また、公にすることで学校における対応等、学校運営の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）。	都立田園調布高等学校
22	R6. 11. 18	R6. 11. 27	学校いじめ対策委員会の取り組み状況調査について 文書番号 27小松川高第235号 区分 生活指導 大項目 生徒指導 小項目 指導にかかる資料 細項目 その他の指導資料 保存期間 3年 保存期間満了後の措置 ― 分類記号 G100020 決定年月日等 平成27年5月8日 所管局部課 教育庁 高等学校第6学区小松川高等学校					1											請求に係る公文書は保存期間が満了しており、既に廃棄済みであり存在しないため	都立小松川高等学校
23	R6. 11. 18	R6. 11. 27	令和4年度第2回「ふれあい（いじめ防止強化）月間」の調査について 文書番号 04小松川高第1178号 区分 行事 大項目 学校行事 小項目 軽易な資料等 細項目 0 保存期間 1年 保存期間満了後の措置 廃棄 分類記号 C009000 決定年月日等 令和4年12月14日 所管局部課 教育庁 高等学校第6学区小松川高等学校					1											請求に係る公文書は保存期間が満了しており、既に廃棄済みであり存在しないため	都立小松川高等学校

令和6年度 公文書開示（11月決定分）

[illegible]